

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づき令和5年1月17日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）交付処分のうち、請求人の心臓機能障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害者障害程度等級（身体障害者福祉法施行規則（以下「法施行規則」という。）別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）による級別。以下「障害等級」という。）を4級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、1級への変更を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

1級程度との診断書に基づき手帳の交付申請をしたところ、4級程度での交付となった。しかし、運転免許証は二次予防による植込みのため6か月運転を停止されている。二次予防とは、植込み前に心室細動等に伴い意識消失があったためS-ICDを植え込んだという意味であり、S-ICDへの依存度も絶対的であると言える。診断書も除細動器の適応度はクラスⅡとはなっているが、項目の6はオに該当し、障害の程度は1級程度であるとの診断になっている。そのため、当初の診断書のとおり、障害の程度1級での手帳の交付を求める。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 3月 5日	諮問
令和6年 5月 8日	審議（第88回第4部会）
令和6年 6月 5日	審議（第89回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 手帳の交付

法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、申請に基づいて審査し、障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

法別表は、5号において、身体障害の一つとして、「心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの」を掲げている。

(2) 障害等級の認定

ア 等級表

法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

なお、等級表のうち、本件障害に関するものとして、心臓機能障害に係る部分のみを抜き出してみると、以下の表のとおりのもとなる。

級別	心臓機能障害
1 級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
3 級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4 級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

イ 東京都における規則と認定基準

東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、及びこれに該当する場合における障害の種類及び障害の程度（障害等級）についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）を制定し、さらに当該規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（同解説を、以下「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

なお、等級表解説において、本件障害に関するものとして記載されている部分を示すと、別紙2のとおりである。

2 本件処分について

以下、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、検討する。

- (1) 等級表解説では、心臓機能障害について、体内植え込み型除細動器（以下「除細動器」という。）を植え込んだものについての具体的な障害認定を定めているところ（別紙2・第4・3・(4)）、請求人は令和4年10月11日に除細動器を植え込み（別紙1・I・④）、その翌月に本件申請をしていることから、本件障害の程度を判断するに当たっては、植え込み直後の判断基準（別紙2・第4・3・(4)・ア）に基づき行うことになる。

そして、日本循環器学会の「不整脈の非薬物治療ガイドライン」（2011年改訂版）のクラスⅡ以下に相当するものであって身体活動能力におけるメッツの値が4以上である場合には、「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」として等級表4級に該当する障害とされているところ（別紙2・第4・1・(3)及び同3・(4)・ア・

c)、本件診断書には、請求人の除細動器の適応度がクラスⅡ（別紙1・Ⅱ・8）、身体活動能力（運動強度）が14.8メッツ（別紙1・Ⅱ・9）であるとの記載が認められることからすれば、本件障害の程度は、障害等級4級に該当するものと認められる。

また、本件診断書上、「臨床所見」で「有・無」を選択する項目は、7項目全てが「無」とされ、心拍数「70」、脈拍数「70」、血圧は「最大113 最小69」とされている。「胸部エックス線所見」は、「胸水、肺うっ血なし」、「心胸比41」とされ、「心電図所見」は、「第Ⅰ誘導、第Ⅱ誘導及び胸部誘導（ただし、V₁を除く。）のいずれかのTの逆転」は「有」とされているものの、他は全て「無」とされている（別紙1・Ⅱ・1ないし3）。その他、本件障害が、等級表解説の1級及び3級として定める心臓機能障害（別紙2・第4・1・(1)及び(2)）に該当する所見は認められない。

なお、等級表解説では、診断書の「活動能力の程度」の欄と等級の関係について「オ」に該当する場合は、等級表の1級相当とされているところ（別紙2・第4・1・(注)）、本件診断書の活動能力の程度は、「オ 安静時若しくは自己身の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状がおこるもの又は繰り返してアダムス・ストークス発作が起こるもの」が選択されており（別紙1・Ⅱ・6）、障害等級1級に該当するかのようにもみえる。

当該選択項目に相当する基準は等級表解説第4・1・(1)・アであるものと解され、同基準に該当するためには、同基準内のaからhまでの各項目のうちいずれか2つ以上が該当する所見が必要である（別紙2・第4・1・(1)・ア）。しかし、本件診断書によれば、該当する所見はhの1項目のみである（胸部エックス線所見は心胸比41であり、心電図所見は「第Ⅰ誘導、第Ⅱ誘導及び胸部誘導（ただし、V₁を除く。）のいずれかのTの逆転」のほかは全て「無」が選択されている）から（別紙1・Ⅱ・3）、障害等級1級に該当するとは認められない。

- (2) 以上のとおり、認定基準及び等級表解説に照らして総合的に判断すると、本件障害は、「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」（1級）及び「家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの」（3級）のいずれにも至っているとは認められず、「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」（4級）として、障害等級4

級と判断するのが相当である（別紙２・第４・１・(3)・ア）。

したがって、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３のとおり主張する。

しかし、本件診断書によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級４級と認定することが相当であることは上記２記載のとおりである。

また、処分庁が、本件診断書の障害等級に係る意見の記載に疑義が生じたため、認定審査会に審査を求め、同審査会の審査結果を踏まえて、本件医師に再度の等級意見を照会したのに対し、本件医師は「心臓機能障害４級」と回答したことが認められる。

そうすると、本件診断書の記載を基に認定審査会への審査結果及び本件医師からの回答を踏まえて処分庁が行った本件処分が違法又は不当であるとは認められない。

請求人は、除細動器の植え込みのために運転免許の効力が６か月停止されている旨も主張するが、自動車の運転における運転免許の効力の停止は、道路交通法１０３条１項各号に基づくものであるところ、法（身体障害者福祉法）に基づいてなされた本件処分とは特段の関連性は認められない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

原道子、井上裕明、横田明美

別紙（略）